

## ■ 児童福祉・ひとり親福祉

### 児童手当

中学校を卒業するまでの子どもを養育している方に支給します。出生・転入等をしてから15日以内に手続きをしてください。(公務員の方は職場で手続きしてください)

**【支給月額】** ①3歳未満→15,000円 ②3歳以上～小学生→10,000円 (第3子以降15,000円)  
③中学生→10,000円 ④特例給付 (所得制限を超えている方) →5,000円

### 児童扶養手当 (ひとり親家庭等)

父(または母)がいない(離別・死別・行方不明、重度の障がい者などを含む)ひとり親家庭の保護者が、18歳到達後最初の3月31日まで(障がいがある場合は20歳まで)の子どもを養育している場合に支給します。所得によっては受給できなかったり、支給月額が減額されたりします。

**【支給月額】** ①第1子→9,640円～41,020円(平成26年4月1日現在) ②第2子→1人5,000円加算  
③第3子以降→1人3,000円加算

※支給額は、国の制度により改定される場合があります。

※障害年金の子加算にかえて受給できる場合があります。

### 母子寡婦福祉資金貸付事業

母子家庭等の経済的自立と児童福祉を推進するために、無利子または低金利で就学資金等の貸付を行います。

### 特別児童扶養手当

心身に障がいのある20歳未満の子どもを養育している方に支給します。所得によっては受給できない場合があります。

**【支給月額】** ①1級→49,900円 ②2級→33,230円(平成26年4月1日現在)

※支給額は、国の制度により改定される場合があります。

### 障害児通所支援事業

障がいのある児童や発達に特別な支援が必要となる児童が通所し、訓練等を行うことができます。

※利用できる施設、手続きの方法等詳しくはお問合せください。

### 在宅児童療育通所交通費助成

在宅の障がい児または障がいの疑いのある子どもが訓練などで施設に通う場合、交通費を助成します。

**【支給内容】** ①往復交通費の2分の1以内  
②旭川肢体不自由児総合療育センター・北海道立子ども総合医療・療育センターは1,500円

## ■ 児童・生徒への就学援助、奨学金

### 就学援助

小学生、中学生の子どもがいる世帯で、経済的理由により学用品や給食費などの負担が困難な家庭に対し、学用品や給食費などの就学費用を援助します。

**【対象】** ①生活保護世帯 ②児童扶養手当を受けている方 ③その他、経済的理由によりお困りの方

### 奨学資金

学資等負担が困難な方に、高等学校・短期大学・大学等の学資を貸付します。選定により決定します。

**【貸付金額(月額)】** ①高等学校生8千円 ②高等専門学校生1万円～1万5千円  
③短期大学・大学生1万5千円～2万円

### その他

特別支援学校就学資金、遺児就学手当、特別支援教育就学奨励費などがあります。詳しくはお問合せください。



## ■ 医療費助成

### ひとり親家庭等医療費助成事業

【対象者】 父（母）がいない（離別・死別、重度の障がい者などを含む）ひとり親家庭の父（または母）及び18歳未満（進学等で親に引き続き扶養される場合は20歳になった月の末日まで）の子。※所得制限があります。

【助成範囲】 親→入院のみ、子→入院・通院

【自己負担】 ①非課税世帯～初診時一部負担金 ②課税世帯～総医療費の1割 ③中学生以下～自己負担なし（無料）

【自己負担上限月額】 通院：12,000円 入通院：44,400円

### 子ども医療費助成事業（中学生以下の医療費無料化）

【対象者】 0歳～中学校卒業まで。※所得制限なし

【助成範囲】 入院・通院医療費を全額助成（無料化）

※ひとり親家庭等・子ども医療費助成事業ともに、健康保険が適用となる医療費が助成の対象です。

※中学生以下の医療費について～医療機関等によっては、その場で無料にならない場合もあります。その際は

①印鑑 ②保険証 ③振込先口座 ④領収書を持参し市役所で手続きをしてください。残額を助成します。

## ■ 児童福祉施設

### 保育所

保育所名	所在地	電話番号
市立文京保育所	字豊里34番地6	32-3387
市立若葉保育所	茂尻新春日町2丁目1番地	32-2438

【入所について】 保育所は、保護者及び同居の家族が次の理由により家庭で保育ができない場合、入所できます。

①家庭外で常時仕事をしている

②家庭内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている

③妊娠中または出産後間もない

④病気やケガ、または精神や身体に障がいがある

⑤長期にわたり疾病の状態にあるか、または精神や身体に障がいをもつ同居の家族を常時介護している

⑥その他、入所を適当と認める事情がある場合

【対象児童】 6ヶ月以上から就学前まで

【保育時間】 月曜日～土曜日（祝日、年末年始のぞく）の保育が必要となる時間で、最長7時30分～19時（18時以降の利用は、別途延長料金がかかります）

【保育料】 税額に応じて保育料が異なりますので、市役所にお問合せください。

【入所手続き】 印鑑、前年分の源泉徴収票（世帯全員分）など税額のわかる書類、保育が必要であることを証明する書類（勤務証明書、診断書など）※必要な書類は市役所にお問合せください。

### 一時保育

次の理由により一時的に家庭で保育ができない場合、子どもを市立文京保育所でお預かりします。市役所での事前手続きが必要です。

①毎日ではないが週3日または1か月のうち14日以内の就労をすることにより、家庭における保育が継続的に困難になるとき

②保護者が傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等により子どもを保育できない状況になり、緊急・一時的に保育を必要とするとき

③その他の理由により一時保育が必要と認められるとき

【対象児童】 1歳以上から就学前まで

【保育時間】 月曜日～土曜日（祝日、年末年始のぞく）の保育が必要となる時間で、最長8時～17時30分

【保育料】

利用時間	年齢	1・2歳児	3・4・5歳児
1日利用		2,000円	1,000円
1日4時間以内利用		1,000円	500円



## 子育て支援センター

子育て中の親子の交流を行うとともに、子育て相談・情報提供などの支援を行っています。障がい児や発達に特別な支援が必要な子どもの個別親子遊びの時間もあります。

【所在地等】字豊里34番地6（文京保育所併設）TEL32-3551

【親子遊び】月曜日～金曜日10時～12時

【育児相談・個別親子遊び】月曜日～金曜日13時～16時

## 児童館

児童館名	所在地	電話番号
赤平児童館	東大町3丁目4番地	32-3323
茂尻児童館	茂尻元町北2丁目36番地	32-5816
文京児童館	豊丘町2丁目1番地	32-4852
平岸児童センター	平岸仲町5丁目20番地	37-2519
豊里児童センター	豊栄町1丁目11番地	32-5334

【開館時間】月曜日～金曜日13時～17時、学校の春・夏・冬休み、土・日曜日、祝日9時～12時、13時～17時  
※3歳以上から利用可能。就学前児童は15時30分まで。

【休館日】火まつり開催日（7月）、お盆期間（8月13日～15日）、年末年始（12月30日～1月5日）

## 放課後児童クラブ（学童保育）

お仕事などで昼間保護者が自宅にいない小学1～4年生を児童館・児童センターでお預かりします。下校時に家に帰らずに、かばんなどを持ったまま児童館・児童センターに来ていただくことができるほか、保育が必要な場合、最長で18時までお預かりします。利用料金はかかりません。市役所か児童館・児童センターでの事前登録が必要です。

## 幼稚園

幼稚園名	所在地	電話番号
市立赤平幼稚園	幌岡町113番地	32-2416

【対象児童】3歳児から5歳児まで

【開園時間】9時20分～13時20分（午前保育あり）

※市内を巡回する送迎バスがあります。

【休園日】春・夏・冬休み、土・日曜日、祝日、年末年始等

【入園料】11,000円

【保育料】月額6,100円

※幼稚園保育料については、減免措置があります。例年6月頃、ご案内しています。

【預かり保育】保護者が就労していて日中いない場合、子どもを17時30分まで預かります。

【預かり保育料】月額4,000円と別途おやつ代（実費）

